２　診療所の数は、前年の四月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第二項に規定する診療所（市町村が組織する組合立の診療所は、当該診療所の所在する市町村立の診療所（当該市町村が当該組合を構成する市町村以外の市町村である場合で総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の診療所）とみなす。）のうち同日現在において休診しているものを除いたもの（以下「市町村立診療所」という。）の数として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した数とする。

３　診療所病床数は、前年の四月一日現在における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A - B) \times 0.3 + (B - C) \times 0.6 + (C - D) \times 0.9$

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）×0.3、（B － C）×0.6及び（C － D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における診療所稼働病床数（診療所病床数は、医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診

２　診療所の数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第二項に規定する診療所（市町村が組織する組合立の診療所は、当該診療所の所在する市町村立の診療所（当該市町村が当該組合を構成する市町村以外の市町村である場合で総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の診療所）とみなす。）のうち同日現在において休診しているものを除いたもの（以下「市町村立診療所」という。）の数として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した数とする。

３　診療所病床数は、前年の七月一日現在における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

$(A - B) \times 0.3 + (B - C) \times 0.6 + (C - D) \times 0.9$

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）×0.3、（B － C）×0.6及び（C － D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　４年前の７月１日現在における診療所稼働病床数